

災害時、 議会は何をすべきか

9月6日3時7分、北海道胆振地方を震源とした地震が発生。地震の規模はマグニチュード6.7 震源の深さ37km 厚真町で最大震度7を観測する大地震となりました。その影響で、北海道全域で停電が発生、本町もほぼ全戸が停電。完全復旧まで長いところで43時間に及び停電となりました。

この停電により、役場では早急に災害対策本部を設置。役場職員総動員で対応を行いました。

今回の特集は、この停電の経験から見えてきた課題を検証し、災害時の議会がどうあるべきを考察します。

△停電中に開会した議会▽

6日、停電のため、投光器を点けて開会。7日から9日を休会とし、13日まで延期して審議しました。

役場の動き

(職員の初動)

- 3:30頃から防災担当職員らが登庁。発電機等の用意を始める。
- 4:30 全職員が役場に集合。
- 4:50 災害対策本部設置。
- 7:00 行政区会館避難所開設。
- 9:00 避難所に職員2名を配置。

(情報収集)

- 庁舎内のテレビで状況確認。
- 町内パトロール。
- 職員が巡回し、行政区の状況確認。

(情報発信)

- 防災無線による情報発信 回数：26回

(物資の配給)

- 6日 昼食：おにぎり 夕食：おにぎりとお粥スープ
- 7日 朝食・昼食：アルファ米、おにぎり、
学校給食で使用できなかったはるまき等

(携帯電話等の充電場所の開設) ※1人30分の制限

- 6日 夕方：役場1階
- 7日 役場1階、ゆめりあ